

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

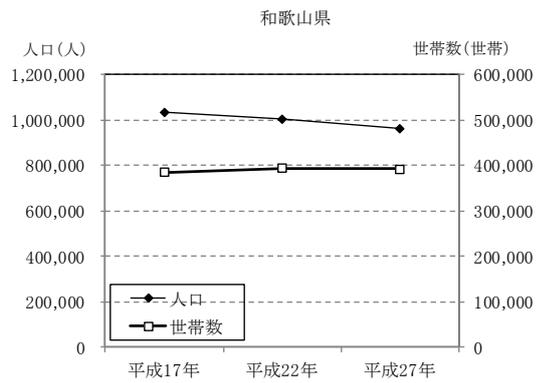
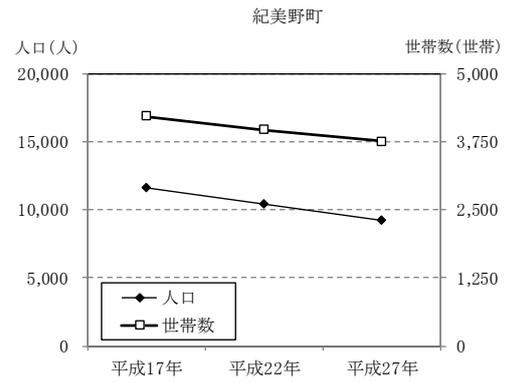
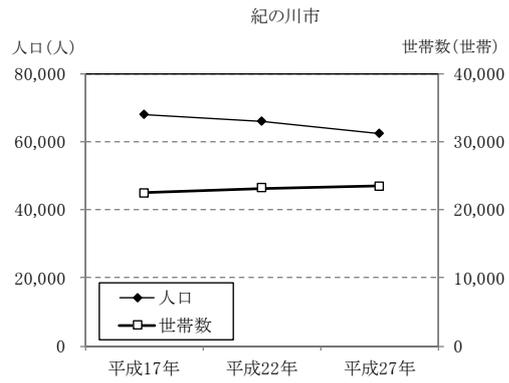
第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
紀の川市	平成 17 年	67,862	32,159	35,703	22,508
	平成 22 年	65,840	31,139	34,701	23,226
	平成 27 年	62,616	29,515	33,101	23,457
紀美野町	平成 17 年	11,643	5,387	6,256	4,214
	平成 22 年	10,391	4,774	5,617	3,971
	平成 27 年	9,206	4,223	4,983	3,762
和歌山県	平成 17 年	1,035,969	488,022	547,947	384,880
	平成 22 年	1,002,198	471,397	530,801	393,553
	平成 27 年	963,579	453,216	510,363	392,332

注：1. 紀の川市の平成 17 年の値は合併前の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合計である。

2. 紀美野町の平成 17 年の値は合併前の野上町及び美里町の合計である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、紀の川市及び紀美野町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	紀の川市	紀美野町	和歌山県
第一次産業	5,704 (18.3)	573 (13.3)	38,997 (8.8)
農 業	5,668	559	35,757
林 業	25	12	1,145
漁 業	11	2	2,095
第二次産業	6,624 (21.3)	1,157 (26.8)	96,639 (21.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	11	-	78
建 設 業	1,910	280	33,388
製 造 業	4,703	877	63,173
第三次産業	18,052 (58.1)	2,581 (59.8)	297,145 (66.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	129	25	2,834
情報通信業	253	32	4,562
運輸業・郵便業	1,703	181	20,422
卸売・小売業	4,054	514	68,173
金融・保険業	496	59	9,575
不動産業、物品賃貸業	256	18	5,712
学術研究、専門・技術サービス業	622	82	9,476
宿泊業・飲食サービス業	939	133	24,702
生活関連サービス業、娯楽業	901	155	15,298
教育、学習支援業	1,355	204	21,267
医療、福祉	4,285	611	65,219
複合サービス事業	515	73	6,009
サービス業（他に分類されないもの）	1,363	281	24,582
公 務	1,181	213	19,314
分類不能の産業	716	4	12,545
総 数	31,096	4,315	445,326

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

3. 「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「平成27年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農業

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、紀の川市では稲が最も多く、紀美野町では工芸農作物が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種類	紀の川市	紀美野町	和歌山県
稲	1,006	97	7,132
麦類	3	-	14
雑穀	5	-	26
いも類	43	8	262
豆類	114	11	373
工芸農作物	12	142	566
野菜類	696	42	4,457
花き類・花木	250	12	1,372
その他の作物	17	2	116

注：「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

(2) 林業

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、紀の川市では 10,792ha、紀美野町では 9,659ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
紀の川市	10,792	168	168	-	10,624	239	1,847	8,538
紀美野町	9,659	-	-	-	9,659	-	188	9,471
和歌山県	360,958	16,574	16,570	4	344,384	13,104	22,659	308,621

注：「-」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

(3) 商業

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の商業の状況は第 3.2-5 表のとおりである。

平成 23 年の年間商品販売額は、紀の川市では 86,267 百万円、紀美野町では 7,521 百万円となっている。

第 3.2-5 表 商業の状況

業種	区分	紀の川市	紀美野町	和歌山県
卸売業	事業所数（事業所）	86	15	2,121
	従業者数（人）	687	41	15,158
	年間商品販売額（百万円）	52,164	5,256	920,207
小売業	事業所数（事業所）	442	139	8,783
	従業者数（人）	2,188	355	45,624
	年間商品販売額（百万円）	34,103	2,264	788,729
合計	事業所数（事業所）	528	154	10,904
	従業者数（人）	2,875	396	60,782
	年間商品販売額（百万円）	86,267	7,521	1,708,937

注：事業所数及び事業者数は平成 24 年 2 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 23 年 1 年間の数値である。
〔「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

(4) 工業

紀の川市、紀美野町及び和歌山県の工業の状況は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、紀の川市では 11,853,647 万円、紀美野町では 847,642 万円となっている。

第 3.2-6 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	紀の川市	紀美野町	和歌山県
事業所数（事業所）	143	35	1,829
従業者数（人）	4,303	622	50,141
製造品出荷額等（万円）	11,853,647	847,642	299,496,984

〔「平成 26 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

3. 2. 2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

紀の川市及び紀美野町の土地利用の状況は、第 3.2-7 表及び第 3.2-2 図のとおりである。

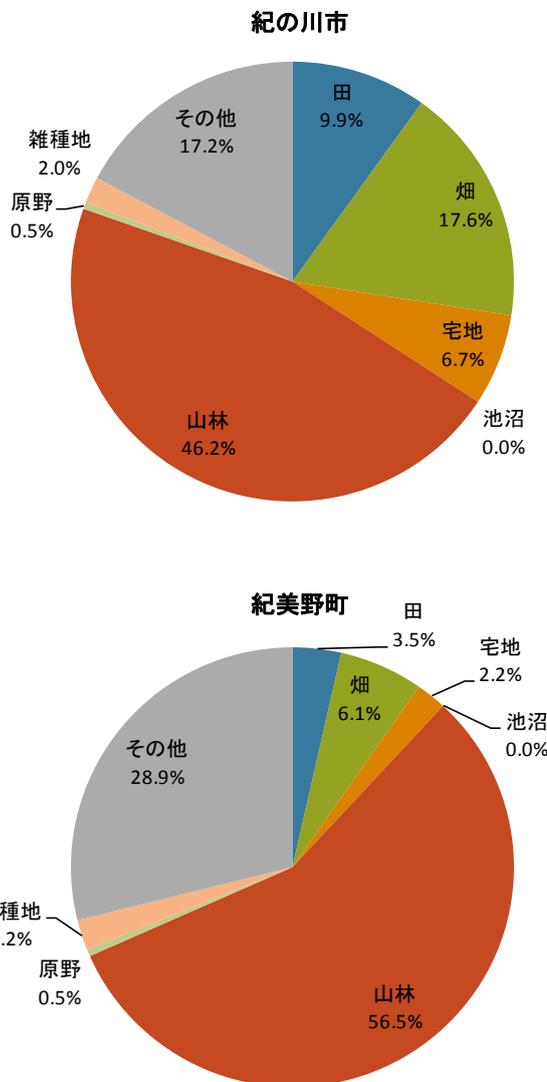
第 3.2-7 表 地目別土地利用の現況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

（単位：千 km²、（ ）内は％）

市町	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
紀の川市	179,898 (100)	17,826 (9.9)	31,577 (17.6)	12,112 (6.7)	12 (0.0)	83,058 (46.2)	852 (0.5)	3,526 (2.0)	30,935 (17.2)
紀美野町	90,937 (100)	3,220 (3.5)	5,580 (6.1)	2,011 (2.2)	3 (0.0)	51,363 (56.5)	458 (0.5)	2,038 (2.2)	26,263 (28.9)

注：「0.0」は表章単位に満たないもの。

〔「和歌山県統計年鑑 平成 28 年刊行」（和歌山県、平成 29 年）より作成〕



〔「和歌山県統計年鑑 平成 28 年刊行」（和歌山県、平成 29 年）より作成〕

第 3.2-2 図 地目別土地利用の現況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

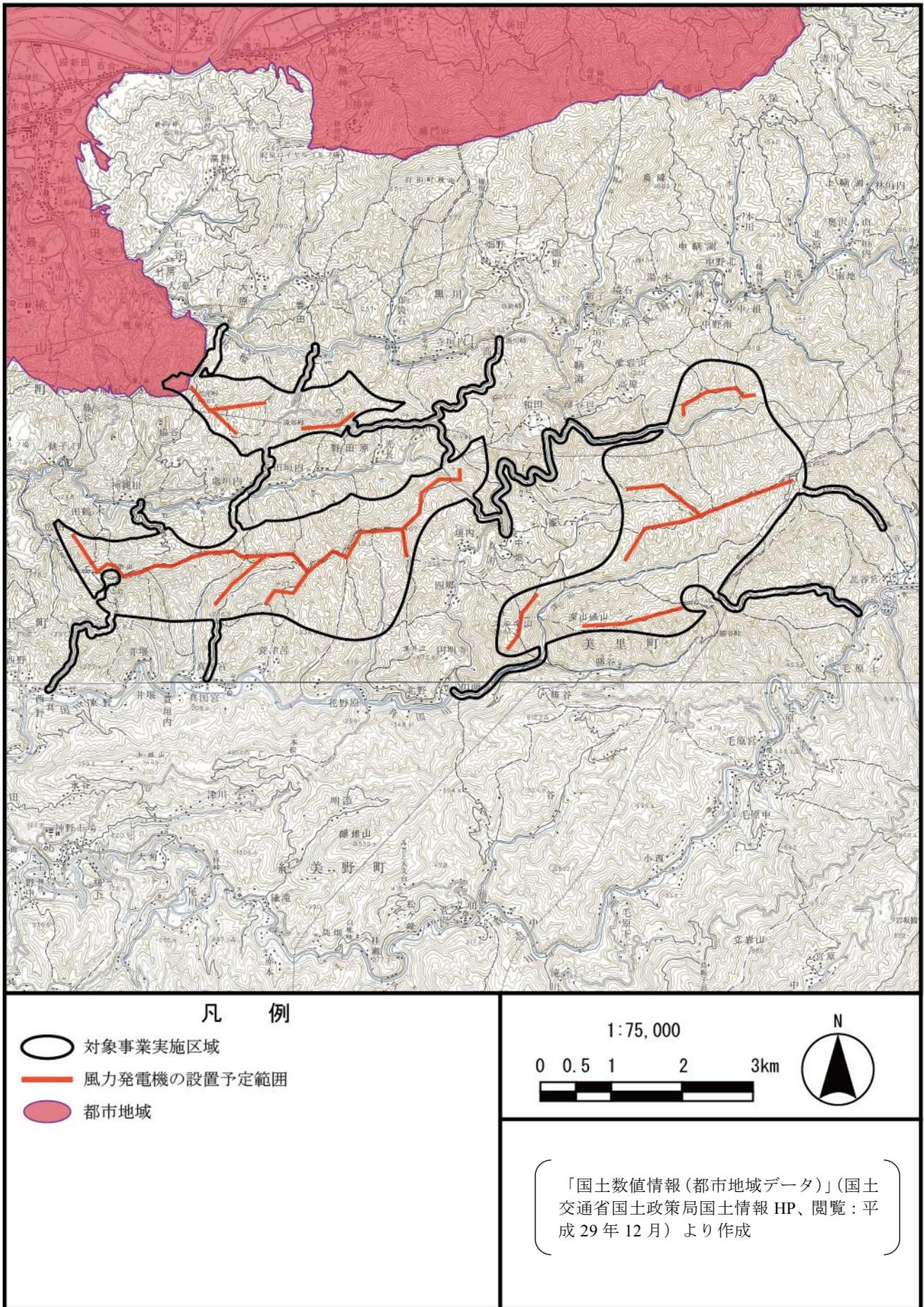
対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

(3) 森林地域

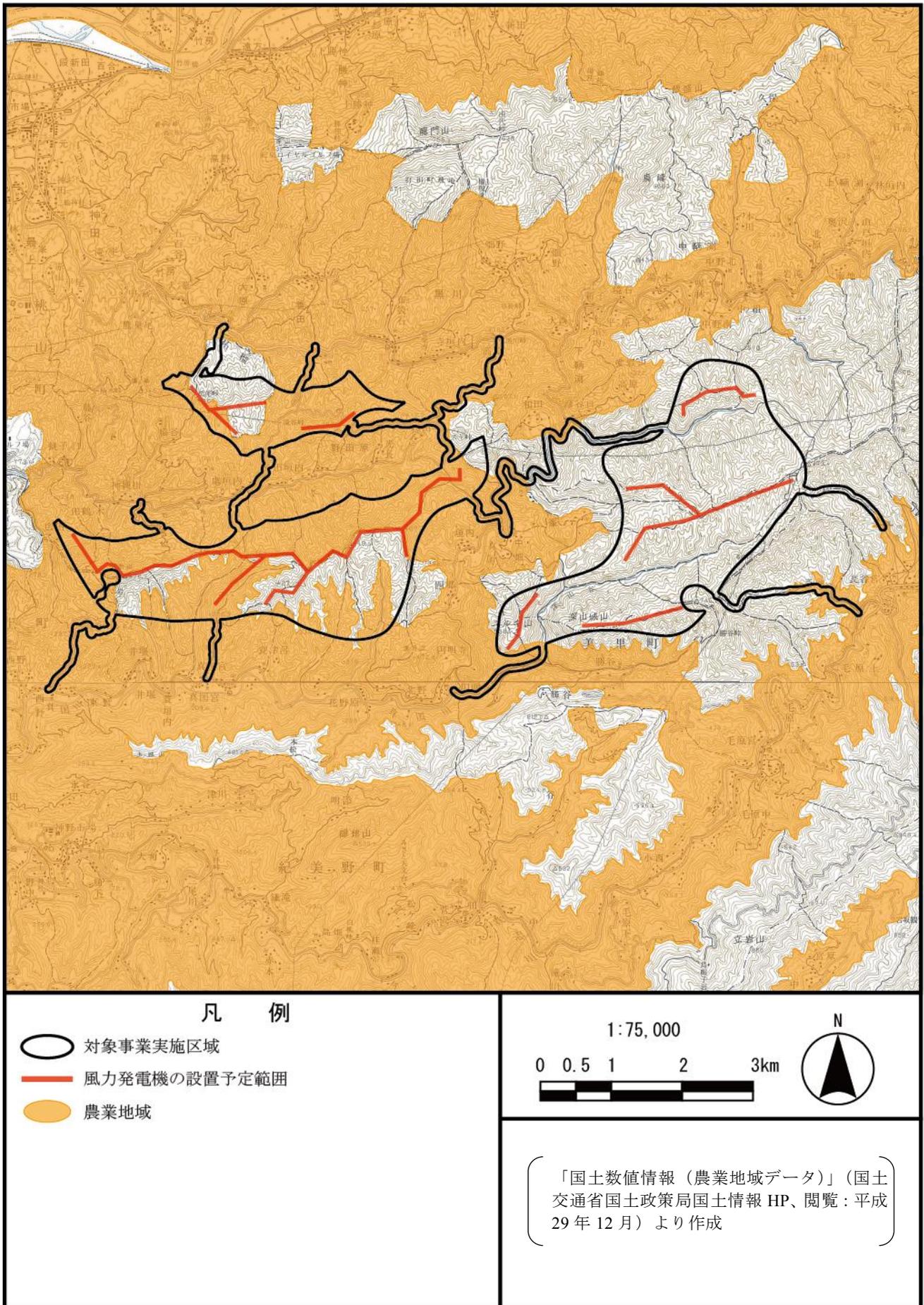
対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

(4) 都市計画用途地域

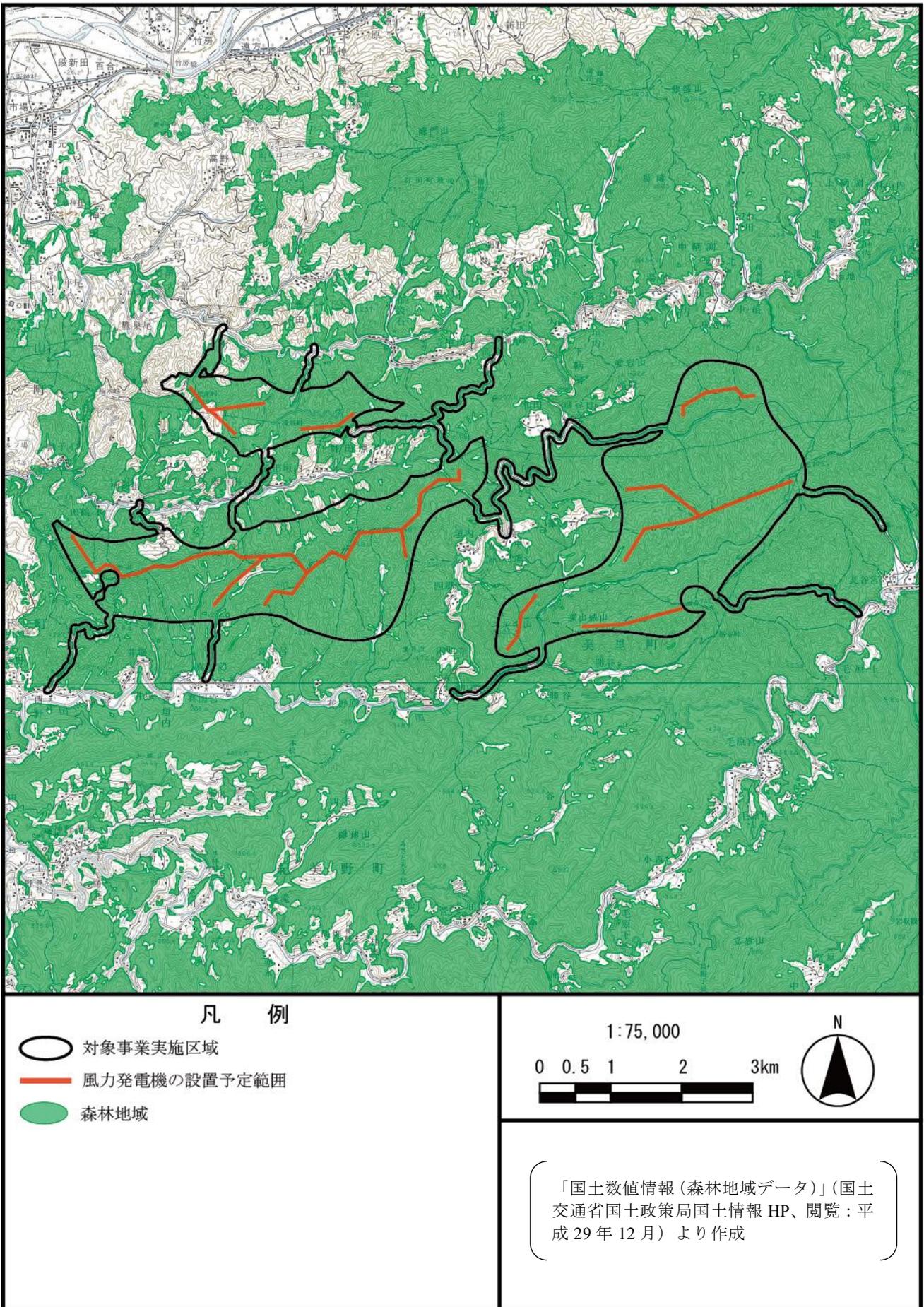
対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく用途地域の指定はない。



第 3.2-3 図 土地利用基本計画図 (都市地域)



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲において、水道用水は紀の川等を利用している。取水位置については第3.2-6図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における、水道施設による水利用の状況は第3.2-8表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、「漁業法」（昭和24年法律267号、最終改正：平成28年12月2日）に基づき、第3.2-9表及び第3.2-7図のとおり、紀の川水系及び貴志川水系に内水面漁業権が設定されている。

第3.2-8表 水道施設による水利用の状況（平成26年度末）

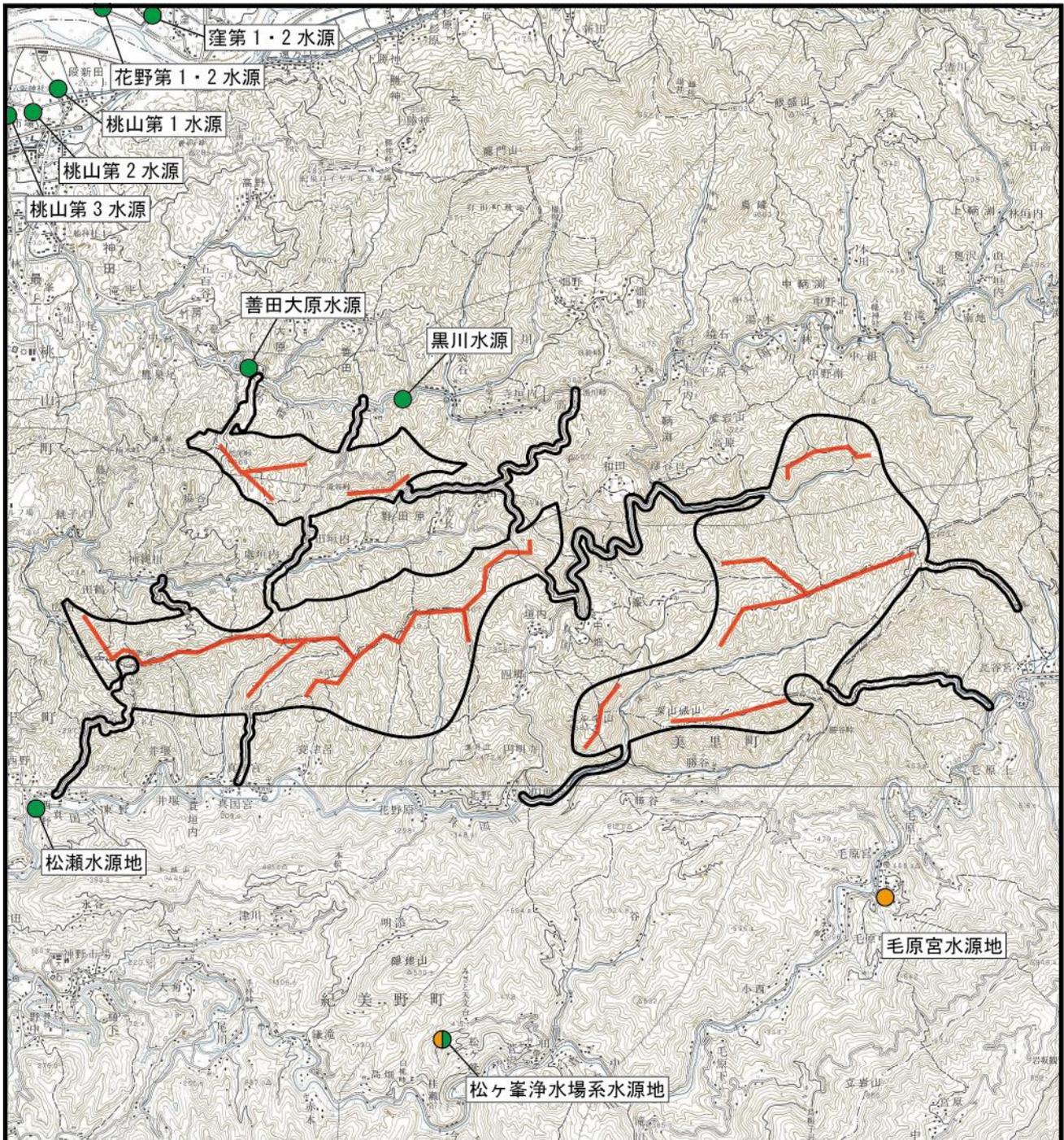
市町	種別	年間総給水量（千m ³ ）
紀の川市	上水道	7,812
	簡易水道	286
	計	8,098
紀美野町	上水道	630
	簡易水道	748
	計	1,378

〔「和歌山県統計年鑑 平成28年度刊行」
（和歌山県HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

第3.2-9表 内水面漁業権の内容

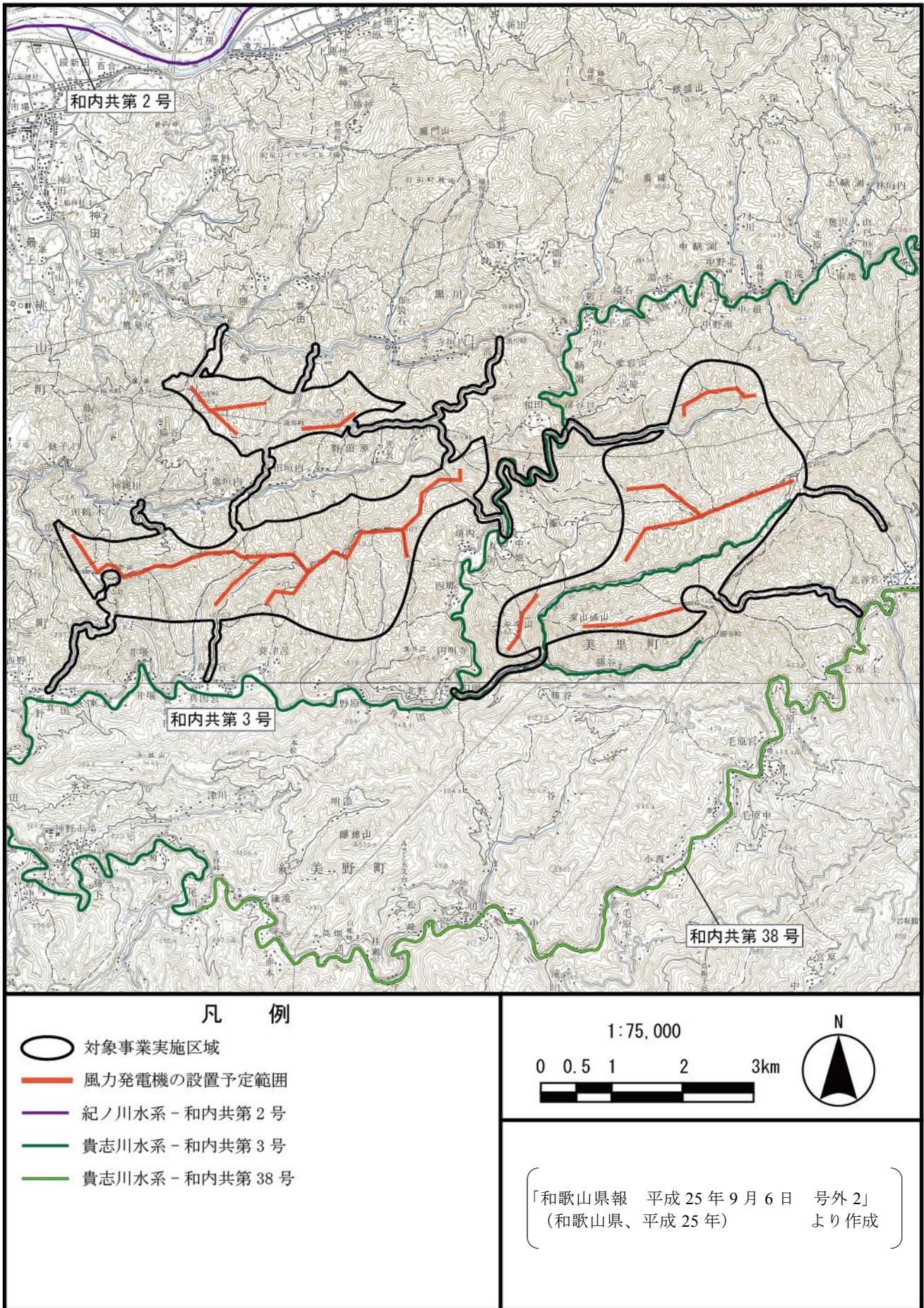
免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業権者
和内共第2号	紀の川水系	第五種共同漁業	あゆ漁業、もくずがに漁業	紀ノ川漁業協同組合
和内共第3号	貴志川水系	第五種共同漁業	あゆ漁業	貴志川漁業協同組合
和内共第38号	貴志川水系	第五種共同漁業	あまご漁業	貴志川漁業協同組合

〔「和歌山県報 平成25年9月6日 号外2」（和歌山県、平成25年）より作成〕



<p>凡 例</p> <p>○ 対象事業実施区域</p> <p>— 風力発電機の設置予定範囲</p> <p>取水地点</p> <p>● 表流水</p> <p>● 地下水（浅井戸・深井戸）</p>	<p>1:75,000</p> <p>0 0.5 1 2 3km</p> <p>N</p>
<p>「紀美野町水道ビジョン」(紀美野町、平成27年)</p> <p>紀の川市へのヒアリング(平成29年8月)</p> <p>より作成</p>	

第 3.2-6 図 水道の取水位置



第 3.2-7 図 内水面漁業権の設定状況

2. 地下水の利用状況

「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」（環境省）によれば、和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量は第 3.2-10 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の取水位置については第 3.2-6 図のとおりである。

第 3.2-10 表 和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量
（平成 25 年度）

地域名	用途	井戸本数	揚水量
		本	千 m ³ /日
紀の川市	工業用	—	8
	建築物用	—	—
	上水道用	28	50
	農業用他	—	—
海草郡	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	—	1
	農業用他	—	—
和歌山県（総計）		113	252

注：1. 「—」は記載がないことを示す。

2. 紀美野町について、海草郡に紀美野町が含まれるため、海草郡を記載した。

〔「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」
（環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-8 図のとおりであり、一般国道 370 号、一般国道 424 号、主要地方道 3 号（かつらぎ桃山線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-11 表のとおりである。

第 3.2-11 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 370 号	①	高野口野上線～美里龍神線	5,361	6,916
	②	美里龍神線～一般国道 370 号	1,021	1,235
	③	一般国道 370 号～花園美里線	1,054	1,275
一般国道 424 号	④	和歌山橋本線～桃山下井阪線	10,820	13,297
	⑤	桃山下井阪線～和歌山橋本線	9,143	11,977
	⑥	和歌山橋本線～和歌山打田線	5,437	6,579
主要地方道 3 号 (かつらぎ桃山線)	⑦	かつらぎ町・紀の川市境～高野口野上線	435	552
	⑧	高野口野上線～一般国道 424 号	1,485	1,827
主要地方道 4 号 (高野口野上線)	⑨	かつらぎ桃山線～高野口野上線	489	597
	⑩	高野口野上線～一般国道 370 号	494	603
主要地方道 19 号 (美里龍神線)	⑪	一般国道 370 号～紀美野町・有田川町境	153	207
一般県道 129 号 (垣内貴志川線)	⑫	垣内貴志川線～一般国道 424 号	1,822	2,259

注：1. 表中の番号は、中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

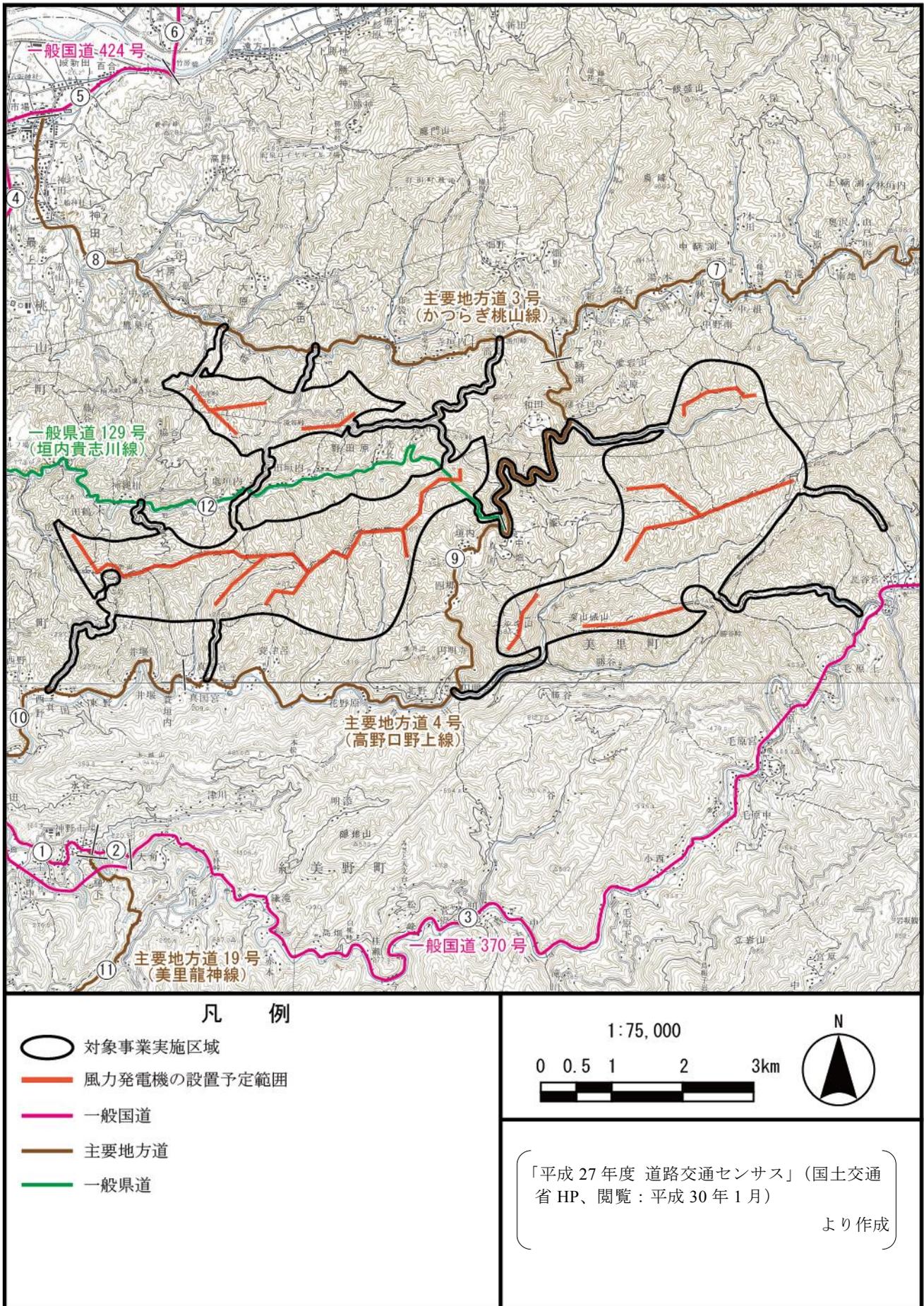
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔平成 27 年度 道路交通センサス〕（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成]



第 3.2-8 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-12 表及び第 3.2-9 図のとおりである。

また、住居の配置の概況は第 3.2-9 図のとおりである。

第 3.2-12 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
小学校	1	安楽川小学校	紀の川市桃山町市場 2
	2	田中小学校高野分校	紀の川市高野 595
	3	鞆渕小学校	紀の川市中鞆渕 968-1
	4	下神野小学校	紀美野町神野市場 214
中学校	5	荒川中学校	紀の川市桃山町元 249
	6	鞆渕中学校	紀の川市中鞆渕 968-1
	7	美里中学校	紀美野町野中 494-1
高等学校	8	慶風高等学校	紀美野町田 64
	9	海南高等学校美里分校	紀美野町毛原中 689

注：表中の番号は、第 3.2-9 図中の番号に対応する。

〔「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 「県内の公立学校一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-12 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	番号	施設名	所在地
医療機関	10	こんにちはクリニック	紀の川市桃山町元 785-1
	11	津田クリニック	紀の川市桃山町神田 156
	12	奥医院	紀の川市桃山町最上 805
	13	鞆渕診療所	紀の川市中鞆渕 911
	14	野田原へき地診療所	紀の川市桃山町野田原 639
	15	志賀野診療所	紀美野町西野 20-1
	16	真国診療所	紀美野町真国宮 32-2
	17	細野へき地診療所	紀の川市桃山町中畑 108-1
	18	細野診療所	紀美野町円明寺 221-2
	19	小馬場医院	紀美野町長谷宮 565
	20	国吉診療所	紀美野町田 63
	21	長谷毛原診療所	紀美野町毛原宮 254-5

注：表中の番号は、第 3.2-9 図中の番号に対応する。

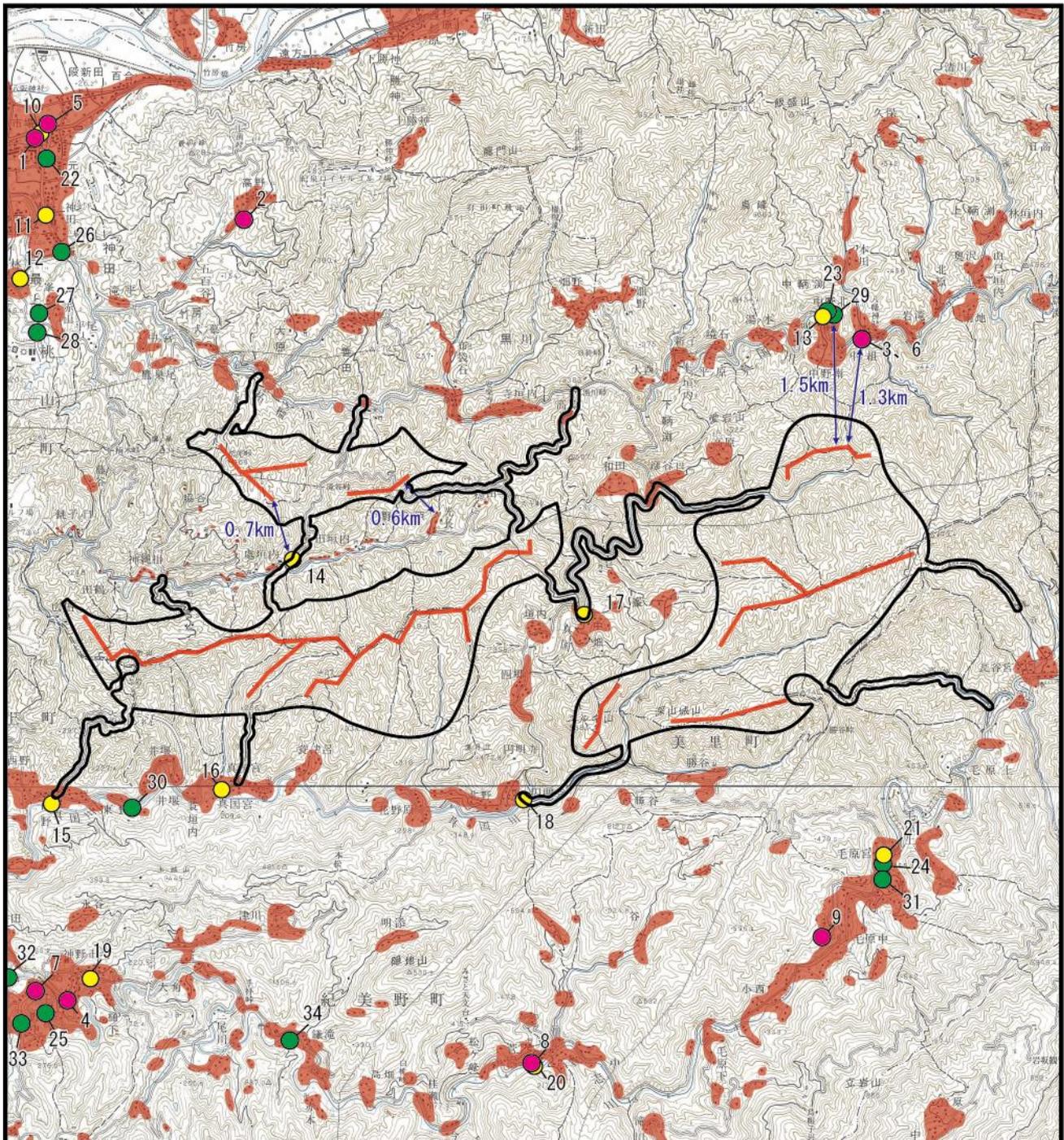
〔「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 「わかやま医療情報ネット」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-12 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

区 分	番号	施設名	所在地
保育所	22	安楽川保育園	紀の川市桃山町元 386-1
	23	鞆渕へき地保育所	紀の川市中鞆渕 800
	24	毛原へき地保育所	紀美野町毛原宮 204
	25	神野保育所	紀美野町神野市場 78
福祉施設	26	デイサービスセンター桃花苑	紀の川市桃山町神田 378
	27	ヴィラももの里	紀の川市桃山町最上 873
	28	特別養護老人ホームももの里	紀の川市桃山町最上 1254-1
	29	老人憩の家ともぶち荘	紀の川市中鞆渕 851-1
	30	美里園真国デイサービスセンター	紀美野町東野 285-1
	31	美里園長谷毛原デイサービスセンター	紀美野町毛原宮 172-2
	32	美里園	紀美野町安井 6-1
	33	サンメゾン・かりん	紀美野町野中 94-1
	34	モモ	紀美野町鎌滝 636

注：表中の番号は、第 3.2-9 図中の番号に対応する。

〔 「国土数値情報 (福祉施設データ)」 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
「介護事業所・生活関連情報検索」 (厚生労働省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)
「平成 28 年度『福祉保健施設一覧 (PDF)』」 (和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成 〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  学校
-  医療機関
-  福祉施設
-  住宅等

1:75,000



〔国土数値情報（学校データ）〕（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、〔県内の公立学校一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）〕（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、〔介護事業所・生活関連情報検索〕（厚生労働省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、〔わかやま医療情報ネット〕（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、〔平成 28 年度『福祉保健施設一覧（PDF）』〕（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-9 図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

紀の川市、紀美野町及び和歌山県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-13表のとおりである。

平成28年度末における汚水処理人口普及率は紀の川市では60.8%、紀美野町では48.2%となっている。下水道普及率は紀の川市では14.2%となっている。

第3.2-13表 下水道処理人口普及状況（平成28年度末）

区分	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
紀の川市	60.8	14.2
紀美野町	48.2	—
和歌山県	62.2	26.4

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

〔和歌山県内汚水処理人口普及率、「全国汚水処理人口普及率」
(和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課 HP、閲覧：平成29年12月)
より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

紀の川市、紀美野町及び和歌山県における一般廃棄物の処理状況は第3.2-14表のとおりである。

平成27年度におけるごみ総排出量は紀の川市で18,797t、紀美野町で2,012tとなっている。

第3.2-14表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成27年度）

区分		紀の川市	紀美野町	和歌山県
ごみ 総排出量	計画収集量(t)	16,334	1,919	287,806
	直接搬入量(t)	2,233	93	57,810
	集団回収量(t)	230	0	10,412
	合計(t)	18,797	2,012	356,028
ごみ 処理量	直接焼却量(t)	15,707	1,434	295,950
	直接最終処分量(t)	126	0	3,578
	焼却以外の中間処理量(t)	2,213	578	48,477
	直接資源化量(t)	521	0	5,925
	合計(t)	18,567	2,012	353,930
中間処理後再生利用量(t)		1,395	331	33,139
リサイクル率(%)		11.4	16.5	13.6
最終処分量(t)		1,174	151	41,987

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100
〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成29年12月)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

和歌山県における平成 26 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-15 表のとおりである。平成 26 年度の 1 年間の排出量は 3,700 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-16 表、立地状況は第 3.2-10 図のとおりであり、中間処理施設 313 か所、最終処分場 8 か所となっている。

第 3.2-15 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

（単位：千 t/年）

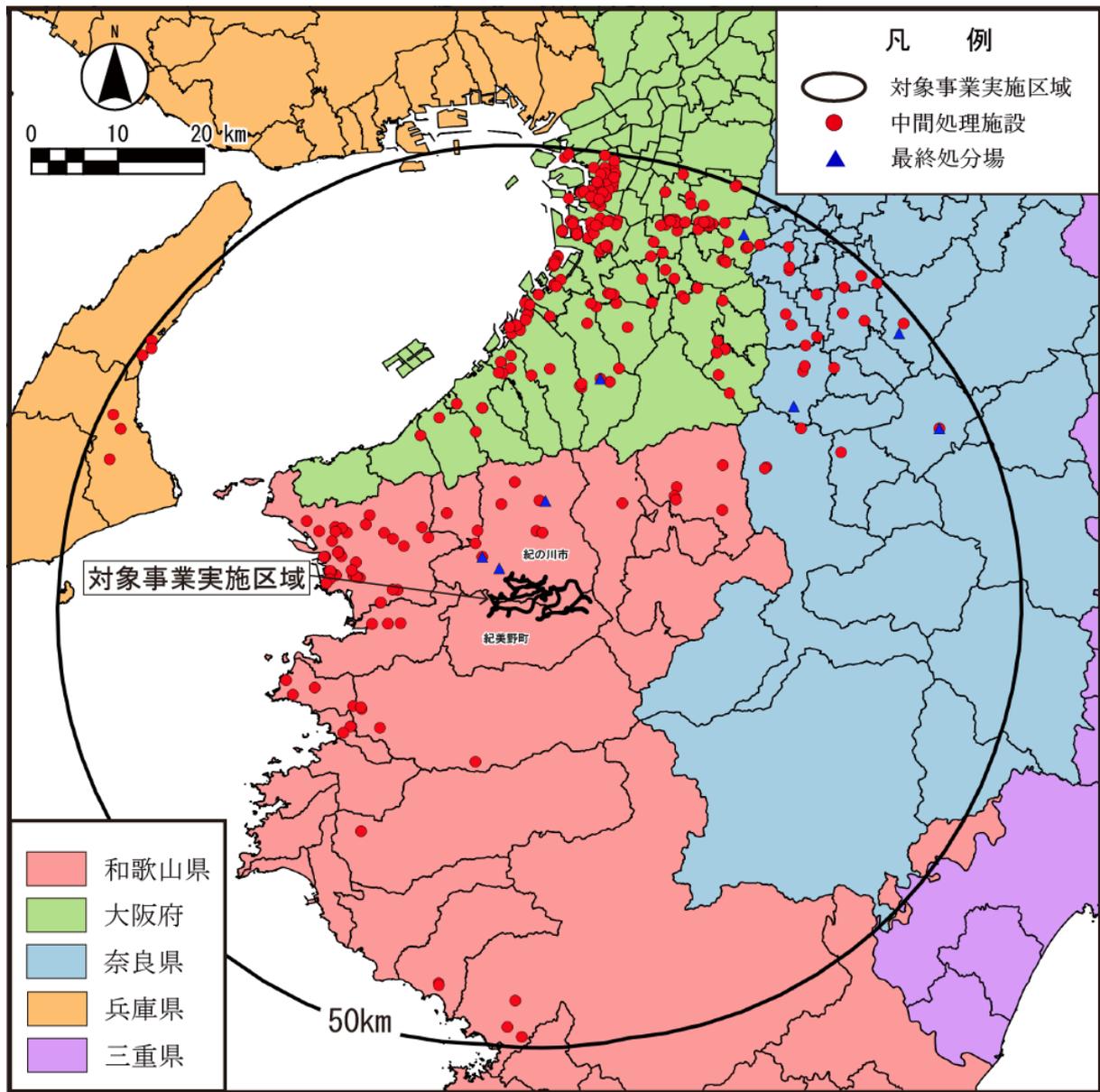
県	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
和歌山	3,700	2,460	1,108	131

〔「第 4 次和歌山県廃棄物処理計画」（和歌山県、平成 28 年）より作成〕

第 3.2-16 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場	市町村	中間処理施設	最終処分場
和歌山県	和歌山市	43	0	岩出市	2	0
	海南市	3	0	かつらぎ町	1	0
	橋本市	5	0	湯浅町	3	0
	有田市	4	0	有田川町	4	0
	田辺市	3	0	みなべ町	2	0
	紀の川市	7	3	日高川町	2	0
奈良県	大和高田市	1	0	葛城市	3	0
	橿原市	3	0	田原本町	2	0
	桜井市	1	1	上牧町	2	0
	五條市	3	0	吉野町	1	1
	御所市	4	1	下市町	1	0
	香芝市	1	0			
兵庫県	淡路市	3	0	洲本市	3	0
大阪府	堺市	53	0	柏原市	10	1
	大阪市	51	0	羽曳野市	2	0
	岸和田市	15	0	高石市	4	0
	泉大津市	5	0	東大阪市	1	0
	貝塚市	5	0	泉南市	2	0
	八尾市	23	0	大阪狭山市	1	0
	泉佐野市	3	0	阪南市	2	0
	富田林市	1	0	忠岡町	2	0
	河内長野市	1	0	田尻町	1	0
	松原市	9	0	河南町	1	0
	和泉市	9	1	千早赤阪村	5	0
合計					313	8

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-10 図 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第 3.2-17 表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第 3.2-17 表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第 3.2-17 表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」
 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成 21 年環境省告示第 33 号) より作成

第 3.2-17 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。

和歌山県では第 3.2-18 表のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域ではいずれも該当していない。

第 3.2-18 表(1) 騒音に係る環境基準

【一般地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：和歌山県における騒音に係る環境基準の類型指定

AA 類型：和歌山県において指定地域はない。

A 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月公布）
 「平成 28 年版環境白書」（和歌山県、平成 28 年）より作成〕

第 3.2-18 表(2) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)
「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)より作成

第 3.2-18 表(3) 騒音に係る環境基準

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)
「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)より作成

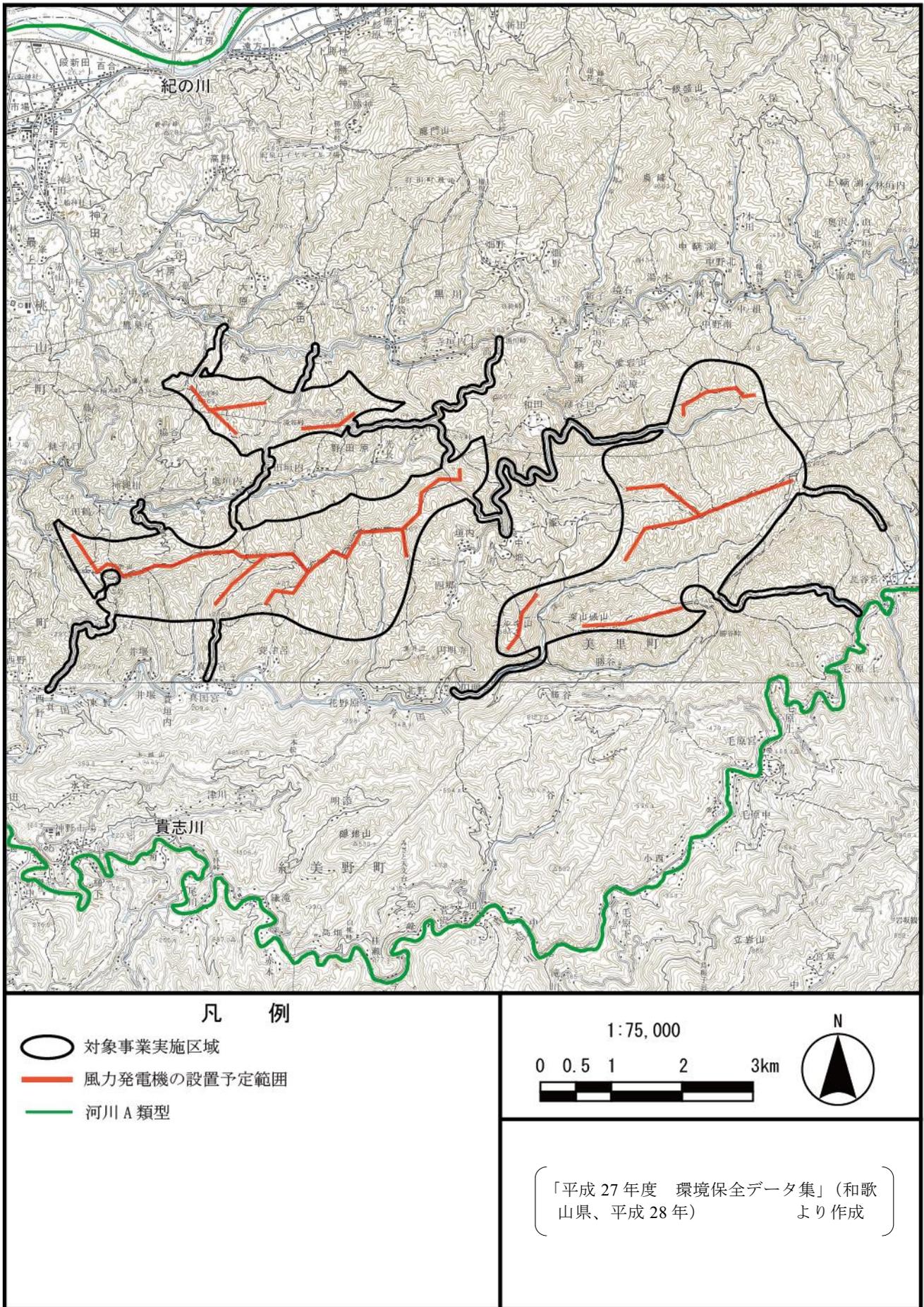
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-19表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-20表～第3.2-22表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、第3.2-11図のとおり紀の川及び貴志川が河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-23表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-11 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-19 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-20 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-20 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-21 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
 最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
 最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-22 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-22 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-23 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第 3.2-24 表のとおりである。

第 3.2-24 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-25 表のとおりである。

第 3.2-25 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、紀の川市及び紀美野町では 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-26 表～第 3.2-28 表のとおりである。

和歌山県においては、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、対象事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。

第 3.2-26 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第 5 種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
上記以外の地域 県条例：第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

備考

1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域及び第 5 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1) 第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
 - (2) 第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
 - (3) 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第 4 種区域 工業地域及び工業専用地域
 - (5) 第 5 種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 22 年和歌山県告示第 175 号）
 「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）
 「平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 より作成

第 3.2-27 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業日数	作業日
法	85 デシベル	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
		午前 10 時から 翌午前 6 時	一日当り 14 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
県条例		午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

1. 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
2. 第 4 種区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 （昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）
 「平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 「昭和 43 年厚生省建設省告示第 1 号の別表第 1 号に規定する区域の指定」
 （平成 8 年和歌山県告示第 641 号）
 より作成

第 3.2-28 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を越える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

2. a 区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域及び第二種住居地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 （平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）
 「平成 12 年総理府令第 15 号備考の規定に基づく区域の指定」
 （平成 22 年和歌山県告示第 179 号）
 より作成

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-29 表～第 3.2-31 表のとおりである。

和歌山県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、対象事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。

第 3.2-29 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル
県条例	第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種区域	60 デシベル	55 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

2. この表において、第 1 種区域（夜間を除く。）又は第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）

「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 22 年和歌山県告示第 176 号）

より作成

第 3.2-30 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業日数	作業日
法	75 デシベル	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
		午前 10 時から 翌午前 6 時	一日当り 14 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
県条例	その他	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

- 第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 第 2 種区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた工業地域及び工業専用地域の一部の区域で次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

〔特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準〕
 （昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号に規定する区域の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 644 号）
 「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）より作成

第 3.2-31 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (20:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注：1. 第 1 種区域
平成 22 年和歌山県告示第 176 号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）第 1 項に定められた振動指定地域（以下「振動指定地域」という。）のうち、第 1 種区域として指定された区域
2. 第 2 種区域
振動指定地域のうち、第 2 種区域として指定された区域

〔振動規制法〕（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「振動規制法施行規則別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項に規定する区域及び時間の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 645 号）より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が定められている（第 3.2-32 表）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3. 2-32 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成〕

第 3. 2-32 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和 49 年 12 月 1 日) の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>

〔「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日) より作成〕

⑤ 悪臭

和歌山県では、和歌山市、海南市及び有田市の3市において、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年12月14日）に基づく規制地域の指定が行われている。規制地域以外の地域については、「和歌山県公害防止条例」（昭和46年条例第21号）に基づき、第3.2-33表及び第3.2-34表のとおり、工場・事業場の監視と指導が行われている。なお、本事業は特定施設に該当しない。

第3.2-33表 悪臭に係る排出基準

和歌山県公害防止条例に基づく悪臭に係る排出基準	
悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域以外の地域に係る悪臭の排出の基準は、工場又は事業場の周辺の人の多数が著しく不快を感じると認められる程度とする。	

〔「和歌山県公害防止条例」（昭和46年和歌山県条例第21号）より作成〕

第3.2-34表 悪臭に係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	飼料又は肥料（化学肥料を除く。）の製造及び配合の用に供するもの	
	(1)原料置場	置場の面積が6.6平方メートル以上であること。
	(2)蒸解施設	処理能力が1日当たり500キログラム以上であること。
	(3)乾燥施設	処理能力が1日当たり250キログラム以上であること。
	(4)粉碎施設	処理能力が1日当たり100キログラム以上であること。
2	鶏ふんの処理の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	指定区域内で鶏ふんを乾燥するものであること。
3	動物の飼料又は収容の用に供するもの	
	(1)飼料調理施設（加熱処理をするものに限る。）	豚（生後6箇月未満のものを除く）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。）5,000羽以上の飼料を加熱するものであること。
4	酵素剤の製造の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	1回の乾燥仕上量の能力が200キログラム以上であること。
5	アクリル樹脂の製造若しくは加工の用に供するもの	
	(1)貯蔵施設	収容能力が500リットル以上であること。
6	塗装の用に供するもの	
	(1)吹付施設	塗料並びに溶剤の使用量が1時間当たり3リットル以上であること。
7	その他知事が必要と認めて指定する悪臭を発生する施設	
備考		
次に掲げるものを除く。		
(1) 実験の用に供するもの（ただし、工業化のためのテストプラントを除く。）		
(2) 移動式のもの		
(3) 悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域内に設置されるもの		

注：指定区域とは、「化製場等に関する法律」（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域。

〔「和歌山県公害防止条例」（昭和46年和歌山県条例第21号）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-35 表のとおりである。平成 29 年 11 月 30 日現在、紀の川市において指定された区域はない。紀美野町において「要措置区域」の指定はないが、「形質変更時要届出区域」の指定がある。

和歌山県において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-35 表(1) 区域の指定に係る基準
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成

第 3.2-35 表(2) 区域の指定に係る基準
(土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、
最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「平成 27 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省 水・大気環境局、平成 28 年)によると、和歌山県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日)に基づく規制地域の指定はない。

また、紀の川市及び紀美野町において、条例等で地下水採取規制はなされていない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 27 年 9 月 9 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、和歌山県では、「和歌山県地球温暖化対策条例」（平成 19 年和歌山県条例第 16 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 和歌山県環境基本条例

和歌山県の環境行政の基本的方向については、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

また、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実行するために、第 3.2-36 表のとおり、環境の保全についての基本理念が定められている。

第 3.2-36 表 環境の保全についての基本理念

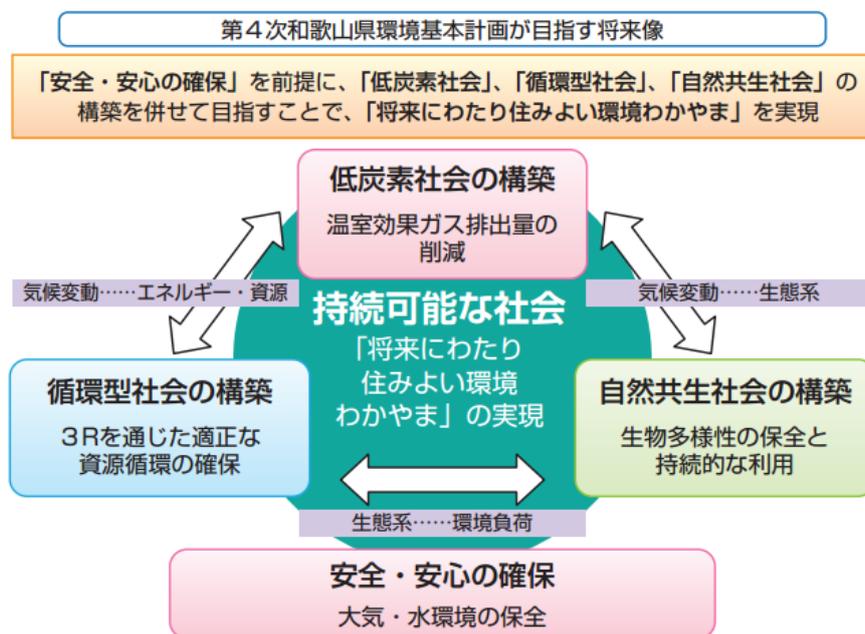
基本理念	
1	環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境を将来にわたって維持するように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図りながら、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように適切に行われなければならない。
3	環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
4	地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

〔「和歌山環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）より作成〕

② 和歌山県環境基本計画

「和歌山県環境基本計画」は、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、計画の基本的考え方や長期的な目標、その実現に向けた施策展開のあり方などを示す計画として平成 12 年に第 1 次、平成 17 年に第 2 次、平成 23 年に第 3 次環境基本計画が策定された。一方で、個別法令等に基づき分野別の計画が策定され、それぞれの分野での取組が進められている状況を受け、「取組の必要性と目指す方向」と「分野別の計画との役割分担」を明確にするために、平成 28 年 3 月に「第 4 次和歌山県環境基本計画」（以下「本計画」という。）が策定されている。

本計画においては、和歌山県が目指す環境の将来像として、「健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来の世代にも継承することができる社会～持続可能な社会『将来にわたり住みよい環境わかやま』～」が掲げられており、その実現のため、第 3.2-12 図のとおり、「安全・安心の確保」を前提に「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」及び「自然共生社会の構築」への取組が一体的に進められており、計画期間は平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月としている。環境基本計画と各分野別計画の関係は第 3.2-37 表のとおりである。



〔「第 4 次和歌山県環境基本計画」（和歌山県、平成 28 年）より引用〕

第 3.2-12 図 「第 4 次和歌山県環境基本計画」が目指す将来像

第 3.2-37 表 第 4 次和歌山県環境基本計画と各分野別計画の関係

分野	分野別計画
低炭素社会の構築	地球温暖化対策実行計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の温室効果ガスの削減目標（平成 25 年度比） 平成 32 年度に▲9%の水準、平成 42 年度に▲20%の水準） ・ 全体目標達成のための「産業」、「運輸」、「民生家庭」、「民生業務」の部門ごとに削減目安を記載 ・ 事業者としての県の削減目標（平成 25 年度比） 平成 32 年度に 6%以上の削減、平成 42 年に 14%以上の削減
循環型社会の構築	第 4 次廃棄物処理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に係る 4 つの課題（「一般廃棄物の排出量の多さと再生利用率の低さ」、「廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存」、「依然として無くならない不法投棄等」、「災害廃棄物への対応」）を掲げ、循環型社会の構築に向けた各種取り組みや数値目標を設定
自然共生社会の構築	生物多様性和歌山戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つのレベル（「生態系」「種」「遺伝子」）、4 つの生態系サービス（「供給」「調整」「文化的」「基盤」）、4 つの危機（「開発・乱獲」「縮小・撤退」「外来種・化学物質」「地球環境」）に整理 ・ 紀の川、有田川、日高川、富田川・日置川、古座川、熊野川の流域を基本とした区域ごとの森林、里地、河川・湖沼、里海の現況を分析し、森里川海の連環を目指した具体的取組を記載 ・ 7 つの基本戦略 ①多様性に貴重な天然林の保護・保全 ②人工林の適切な管理の推進 ③保全と活用のバランスに配慮した里地・里山の保全 ④外来生物の持ち込み防止対策 ⑤野生鳥獣の適正管理 ⑥生物多様性への意識の醸成 ⑦多様な主体の連携

〔「第 4 次和歌山県環境基本計画の策定について」（和歌山県 HP、閲覧：平成 30 年 2 月）より作成〕

③ 紀の川市長期総合計画

紀の川市では、「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」を都市の将来像として、「第 1 次紀の川市長期総合計画」が平成 20 年 3 月に策定された。「基本構想」の計画期間は平成 20～29 年度の 10 年間であり、「基本計画」の計画期間は、前期が平成 20～24 年度の 5 年間、後期が平成 25～29 年度の 5 年間である。紀の川市長期総合計画の施策の体系は第 3.2-38 表のとおりである。

第 3.2-38 表 施策の体系（紀の川市）

将来都市像	政策目標	分野	重点施策	
いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市	【協働】 ともに参加し 行動するまち	市民協働・ 交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と行政の協働の仕組みづくり ○ 市民の意見を反映する仕組みづくり ○ 市民活動の育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際交流の推進 ○ 市民イベントの活性化 ○ コミュニティ活動の支援
		防災・ 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の育成 ○ 防災情報体制の強化 ○ 防災施設整備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策の推進 ○ 地域の見守り、 防犯・交通安全体制の推進
	【人づくり】 すこやかで感 性豊かな人が 育つまち	医療・ 保険・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度の安定的運営 ○ 地域医療体制の整備 ○ 救急医療体制の充実 ○ 健康診断の充実と受診促進 ○ 健康づくりの支援 ○ 障害者の自立支援 ○ 高齢者の自立支援 ○ 介護予防・重度化防止及び サービスの適切な利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て環境・体制の整備・支援 ○ 保育（学童）環境の整備充実 ○ 乳幼児の健康管理と育児支援の充 実 ○ 母子保健の充実 ○ 地域主体の地域福祉活動の支援と 体制整備 ○ 斎場の整備
		教育・ 文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の教育・啓発と相談体制の充実 ○ 男女共同参画の推進 ○ 基礎学力の向上 ○ 心の教育の充実 ○ 学校・地域・家庭の連携強化 ○ 教育環境の充実 ○ 家庭教育の推進 ○ 地域での子どもの健全育成の推進 ○ 文化財の保全と意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の文化活動の充実 ○ 生涯学習の推進 ○ 市民の自発的な学習活動支援 ○ 公民館活動の充実 ○ 図書館活動の充実 ○ 地域でのスポーツ活動の振興 ○ スポーツ施設の充実
	【基盤づくり】 快適で活気 があるまち	都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な土地利用と まちづくりの推進 ○ 快適な住環境の整備 ○ 土地の適正な管理 ○ 公共交通の利用促進 ○ 広域道路の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要幹線道路の整備 ○ 身近な生活道路の整備 ○ 水道施設の整備と維持管理 ○ 水道事業の効率的運営 ○ 地域情報化の推進 ○ 防災基盤の整備
		農業・ 産業 振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業誘致の促進 ○ 市内雇用の促進 ○ 就労支援 ○ 商業の活性化 ○ 農業基盤の整備 ○ 農業の担い手育成・経営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業振興と農地の保全 ○ 農業の生産性向上とブランド化 ○ 環境保全に配慮した農業の推進 ○ 食育の推進 ○ 観光の振興
	【環境づくり】 環境に やさしいまち	環境生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量・資源化の推進 ○ 廃棄物の適正処理 ○ 不法投棄の防止推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境美化活動の推進 ○ 水質検査と水質保全の啓発 ○ 排水対策の推進
		環境自然	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の保全 ○ 森林の自然ふれあい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺の自然ふれあい環境づくり
	【行財政】 健全な行財政 運営をするま ち	行財政 運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税の適正化 ○ 財政計画の構築 ○ 行財政改革の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政財産の適正管理と有効活用 ○ 行政評価制度の導入 ○ 庁舎機能の再編
		市民 サー ビス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の資質向上 ○ 住民サービスの充実 ○ 市民への広報活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の市政参加啓発の推進 ○ 情報公開の推進

〔第 1 次紀の川市長期総合計画〕（紀の川市、平成 20 年）より作成

④ 紀美野町長期総合計画

紀美野町では、「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」を将来像とした「第1次紀美野町長期総合計画」を、平成19年3月に策定している。

平成29年3月には新たに「第2次紀美野町長期総合計画」を策定し、計画期間を平成29～38年度の10年間として、5年が経過した時点で基本計画を見直すものとしている。計画の体系は第3.2-39表のとおりである。

第3.2-39表 施策の体系（紀美野町）

将来像	基本方針	施策
空・山・川のふれあいのある美しいふるさとと住民活力でつくるまちづくり	みんなでつくるまちづくり (住民協働と行政改革)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域協働のまちづくりの体制整備 ○ まちづくり協働活動の促進 ○ 住民の相互交流の促進 ○ 町外との交流と町のPRの充実 ○ 行政運営の効率化 ○ 行政事務の改善
	子育て・教育のまちづくり (子育て支援・生涯学習)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児支援事業の充実 ○ 子育て支援環境の整備 ○ 学校教育環境の充実 ○ 教育内容の充実 ○ 生涯学習支援体制の整備 ○ 生涯学習施設の整備
	福祉の充実したまちづくり (健康・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業の推進 ○ 健康づくり活動の促進 ○ 介護保険サービスの充実 ○ 介護予防と在宅福祉対策の推進 ○ 早期発見と早期支援の体制整備 ○ 障害福祉サービスの拡充 ○ 地域福祉推進体制の強化
	安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路網の整備と管理 ○ 公共交通の確保と利便性の向上 ○ 住宅・宅地の整備 ○ 持続可能な水道事業の運営 ○ 災害に強いまちづくり ○ 消防・救急・救助体制の充実
	活力ある産業のまちづくり (産業振興・観光)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域農業の生産性向上 ○ 農林業基盤を生かした観光交流の促進 ○ 豊かな森林資源の利用促進 ○ 商工業の育成 ○ 観光交流事業の推進 ○ 内発型産業の育成 ○ 雇用・就労の場の確保

〔「第2次紀美野町長期総合計画」(紀美野町、平成29年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-40 表及び第 3.2-13 図のとおりであり、「龍門山県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

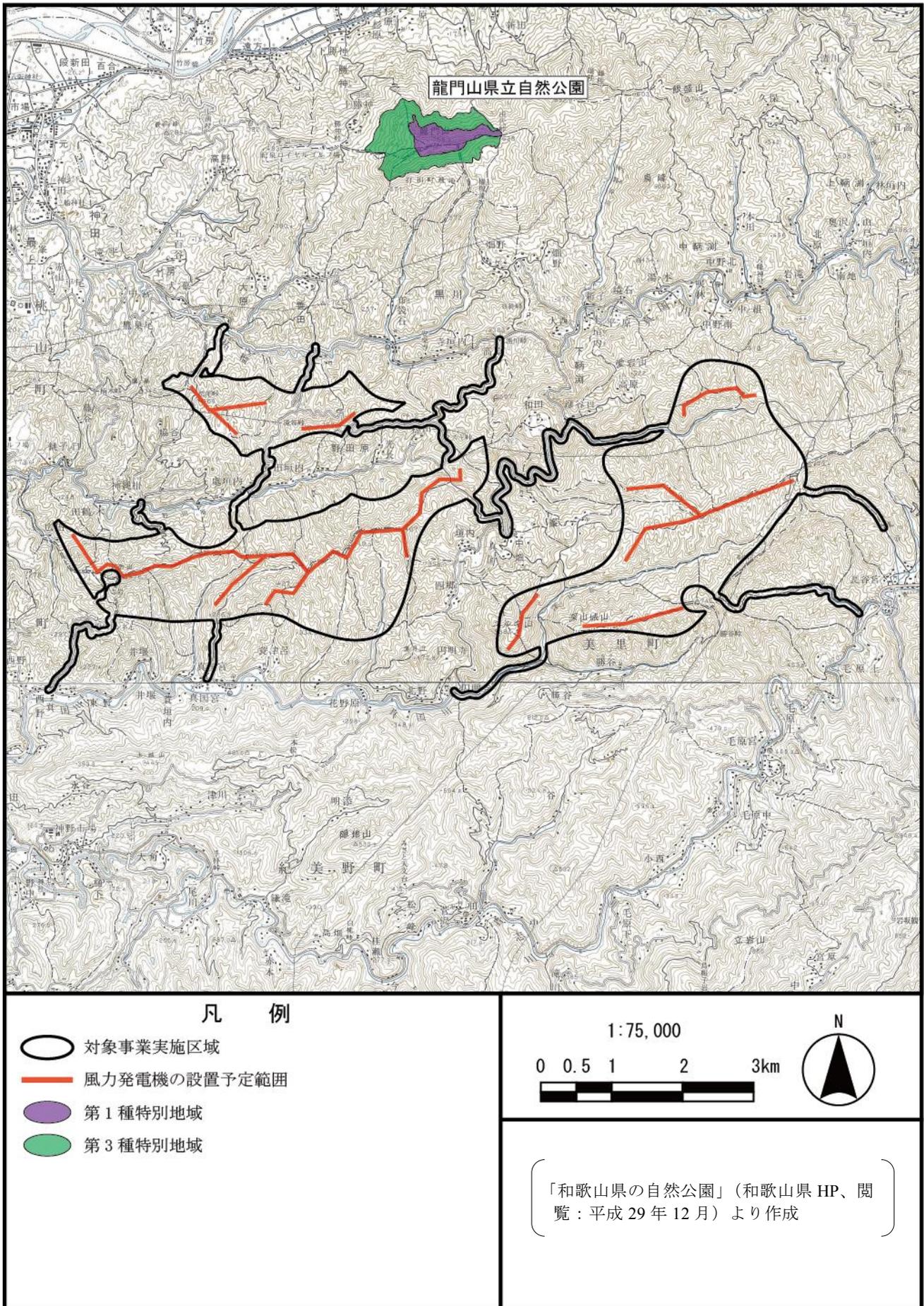
第 3.2-40 表 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積	概要	関係市町村
龍門山県立自然公園 (昭和 33 年 4 月 19 日)	126ha	紀の川中流域の南側に位置し、紀州富士の名で親しまれている龍門山を核とする公園である。龍門山頂部には磁石岩と呼ばれる、蛇紋岩でできた岩石や、真夏に涼しい風の吹き出す風穴と呼ばれる洞穴が見られる。また 6 月頃には山頂部一面にキイシモツケの白い花が咲く。山頂からは紀ノ川や和泉の山々を望むことができる。	紀の川市

〔「和歌山県の自然公園」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然環境保全地域はない。



第 3.2-13 図 自然公園の状況

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区について、紀の川市の一部近郊緑地保全地域に指定がなされているが、対象事業実施区域及びその周囲に区域はない（「和歌山県地理情報システム」、和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区については、第 3.2-41 表及び第 3.2-14 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区が分布している。

第 3.2-41 表 鳥獣保護区の指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
紀の川（紀の川市）鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1,166	平成38年10月31日
桃山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	4	平成38年10月31日
鞆淵鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	2.5	平成29年10月31日
野中鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	60	平成34年10月31日
鎌滝鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	11	平成30年10月31日
国吉鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	20	平成30年10月31日

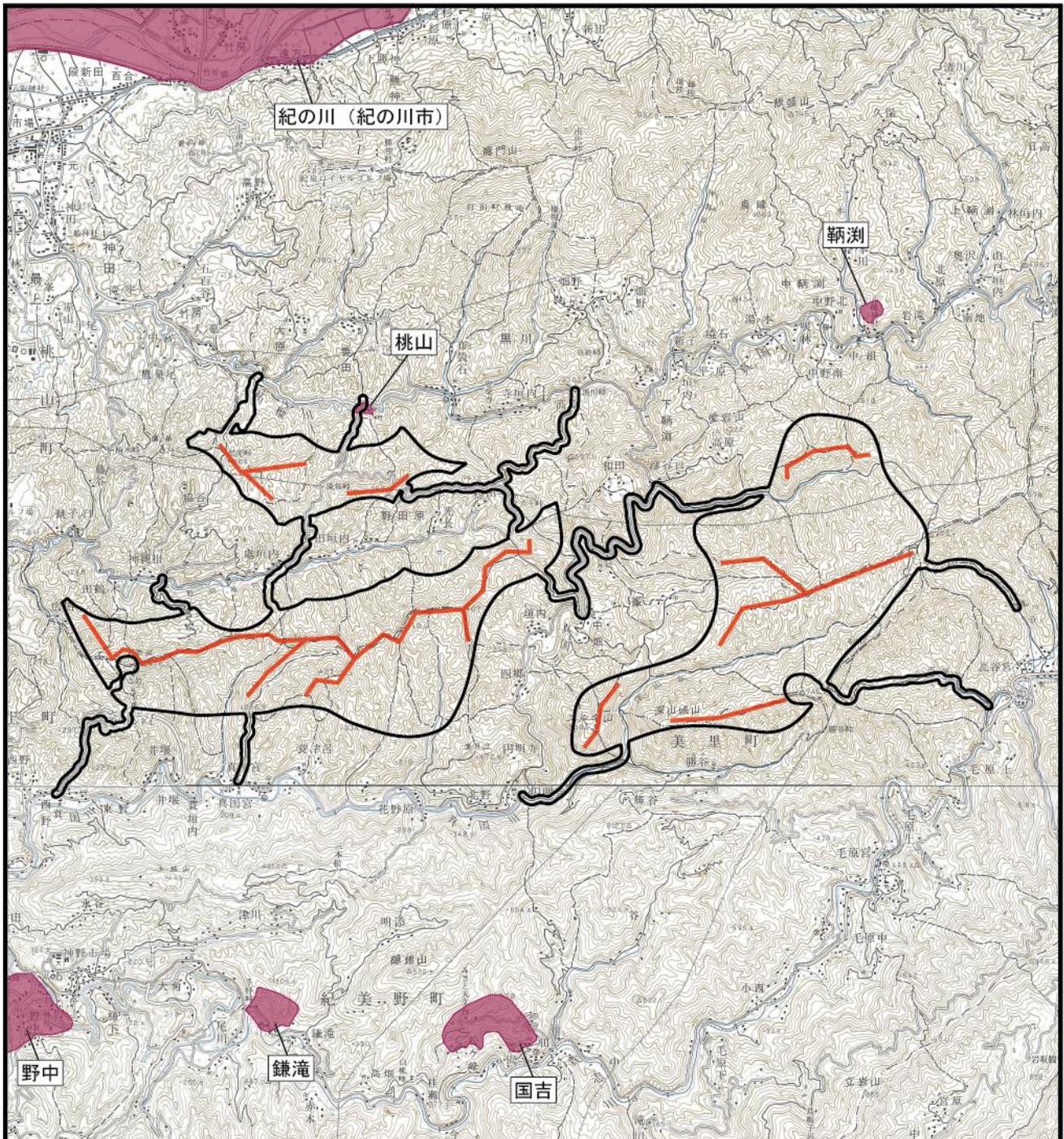
「平成 28 年度和歌山県鳥獣保護区等位置図」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
和歌山県環境生活部自然環境室へのヒアリング（平成 29 年 7 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  鳥獣保護区

1:75,000



「平成 28 年度和歌山県鳥獣保護区等位置図」
 (和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)、
 和歌山県環境生活部自然環境室へのヒアリング
 (平成 29 年 7 月) より作成

第 3.2-14 図 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-42 表及び第 3.2-15 図のとおりである。対象事業実施区域には史跡・名勝・天然記念物は存在していない。

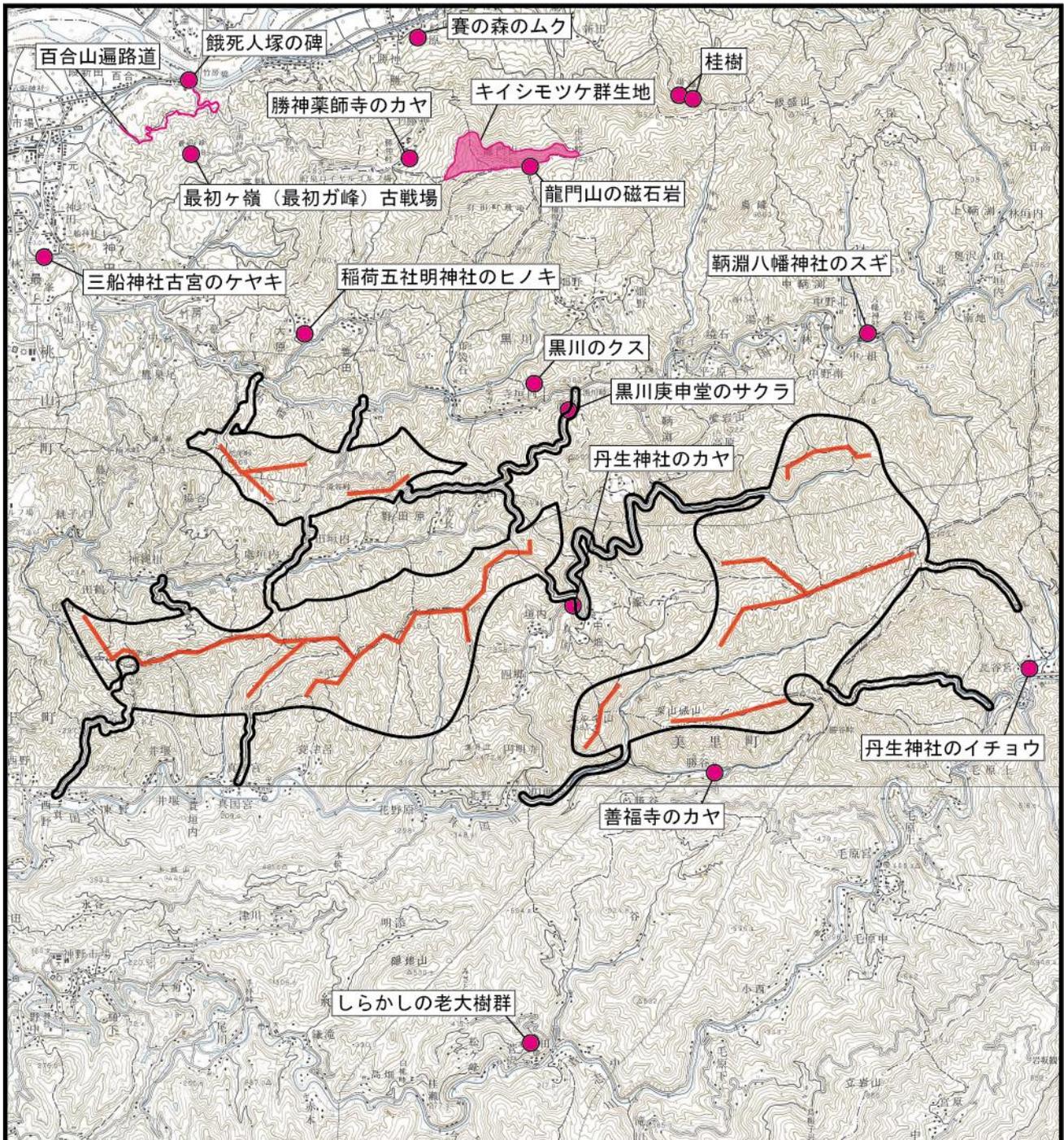
また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-43 表及び第 3.2-16 図のとおりである。

第 3.2-42 表 対象事業実施区域及びその周囲における
史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種類	名称	所在地
県	天然記念物	龍門山の磁石岩	紀の川市杉原
		キイシモツケ群生地	紀の川市杉原
		桂樹 2 本	紀の川市西脇
		しらかしの老大樹群	紀美野町田
		善福寺のカヤ	紀美野町勝谷
		丹生神社のイチヨウ	紀美野町長谷宮
市町	史跡	最初ヶ嶺（最初ガ峰）古戦場	紀の川市竹房
		餓死人塚の碑	紀の川市竹房
		百合山遍路道	紀の川市竹房
	天然記念物	賽の森のムク	紀の川市杉原
		勝神薬師寺のカヤ	紀の川市勝神
		鞆淵八幡神社のスギ	紀の川市中鞆淵
		三船神社古宮のケヤキ	紀の川市桃山町神田
		稲荷五社明神社のヒノキ	紀の川市桃山町大原
		丹生神社のカヤ	紀の川市桃山町中畑
		黒川のクス	紀の川市桃山町黒川
		黒川庚申堂のサクラ	紀の川市桃山町黒川

注：和歌山県内で主にみられる国指定の天然記念物として、オオサンショウウオ、カモシカ、紀州犬、ヤマネが指定されているが、地域を定めずに指定したものであり、表中に含めていない。

「国・県指定等文化財目録」（和歌山県教育委員会 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、「紀の川市文化財マップ」（紀の川市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）、「文化財一覧表」（紀美野町 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  史跡、名勝、天然記念物

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「国・県指定等文化財目録」（和歌山県教育委員会 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 「紀の川市文化財マップ」（紀の川市 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 「文化財一覧表」（紀美野町 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）
 より作成

第 3.2-15 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-43 表(1) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概況
1	竹房古墳群	紀の川市竹房	古墳群	古墳	円墳 3 基
2	百合山古墳群	紀の川市竹房	古墳群	古墳	円墳 6 基
3	観音山古墳群	紀の川市竹房	古墳群	古墳	円墳 2 基
4	堂坂遺跡	紀の川市竹房	散布地	旧石器～弥生	ナイフ形石器、縄文土器、石鏃・石斧・石皿・敲石・弥生土器
5	高野遺跡	紀の川市高野	寺院跡	中世	瓦器、土師器、須恵質土器
6	最初ヶ峰城跡	紀の川市竹房	城館跡	中世	曲輪
7	寺山遺跡	紀の川市高野	出土地	中世	滑石製宝塔
8	佐藤城跡	紀の川市竹房	城館跡	中世	—
9	鞆渕八幡神社遺跡	紀の川市中鞆渕	神社跡	中世	瓦器、土師器
10	飯盛城跡	紀の川市中鞆渕	城館跡	中世	三段築成、濠
11	小飯盛城跡	紀の川市中鞆渕	城館跡	中世	不明瞭な平坦部を残す。
12	龍門山城跡	紀の川市勝神	城館跡	中世	三段の曲輪、打田町飛地にまたがる。
13	秋葉山城跡	紀の川市中鞆渕	城館跡	中世	—
14	土井ノ森城跡	紀の川市中鞆渕	城館跡	南北朝	空堀・腰曲輪
15	中野南城跡	紀の川市中鞆渕	城館跡	南北朝	—
16	楠木段城跡	紀の川市麻生津中	城館跡	中世	平坦部を残す。
17	元遺跡	紀の川市元	散布地	弥生～中世	弥生土器、土師器、瓦器、溝
18	神田古墳	紀の川市神田	古墳	古墳	円墳、横穴式石室
19	小林遺跡	紀の川市最上	散布地	縄文	石鏃
20	最上遺跡	紀の川市最上	集落跡	弥生～中世	弥生土器、石鏃、須恵器、土師器、掘立柱建物、土坑
21	七塚古墳	紀の川市段	古墳	古墳	円墳、墳丘消滅
22	小林古墳群	—	古墳群	古墳	円墳 2 基
23	西ノ池古墳群	—	古墳群	古墳	円墳 4 基
24	勝谷城跡	紀の川市細野	城館跡	中世	山城
25	櫛城跡	紀の川市野田原	城館跡	中世	山城、東西 60m、南北 20m
26	神田経塚	紀の川市神田	経塚	江戸	寛延辛未 5 月
27	垣内遺跡	紀の川市垣内	散布地	—	—
28	城が原城跡	紀の川市野田原	城館跡	中世	—
29	城の段館跡	紀の川市野田原	館跡	中世	—
30	城山城跡	紀の川市野田原	城館跡	中世	—
31	清川城跡	紀の川市上鞆渕	城館跡	中世	石垣、土塁、空堀、曲輪、通路
32	東野遺跡	紀美野町東野	散布地	縄文	敷石住居跡、縄文土器（後、晩期）土偶、石刀、搔器、石鏃、石斧ほか
33	雲山寺跡	紀美野町東野	寺院跡	鎌倉	—
34	堀城跡	紀美野町東野	城館跡	中世	曲輪、空濠、下方の土居跡を含む

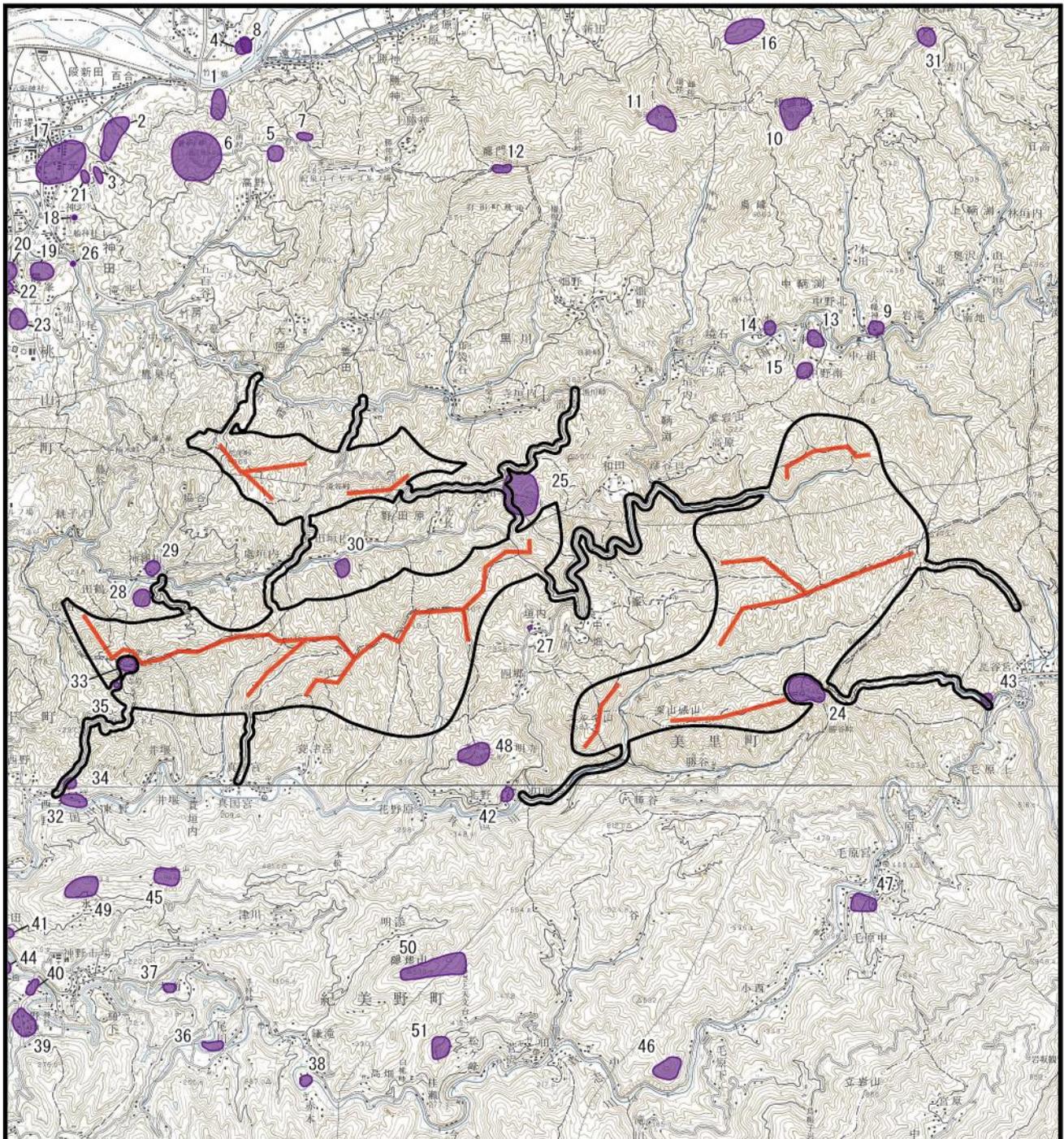
第 3.2-43 表 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概況
35	雨山遺跡	紀美野町東野	出土地	縄文	雨山山腹単独出土、異形部分研磨
36	三尾川遺跡	紀美野町三尾川	散布地	旧石器、縄文	ナイフ形石器、サヌカイト、石鏃
37	大角遺跡	紀美野町大角	散布地	縄文	サヌカイト、石鏃
38	赤木遺跡	紀美野町赤木	散布地	縄文	サヌカイト
39	安井遺跡	紀美野町安井	集落跡	縄文、中世	縄文土器、サヌカイト、磨製石斧、石鏃、硬玉製丸玉、縁泥片岩製管玉、堅穴住居
40	十三神社西方遺跡	紀美野町野中	散布地	縄文、中世	サヌカイト、石鏃
41	福田上遺跡	紀美野町福田	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
42	円明寺遺跡	紀美野町円明寺	散布地	縄文	サヌカイト、石鏃
43	笹瀬遺跡	紀美野町毛原上	出土地	弥生	手焙形土器 (4)
44	河野城跡Ⅲ	紀美野町安井	城館跡	室町	曲輪 (一ノ丸)
45	上ノ城跡	紀美野町津川	城館跡	室町	土塁、曲輪
46	平岩城跡	紀美野町毛原下	城館跡	室町	曲輪
47	城山城跡	紀美野町毛原中	城館跡	室町	堀
48	権別当山城跡	紀美野町北野	城館跡	中世	—
49	吉井城跡	紀美野町永谷	城館跡	中世	土塁、吉井嶽山頂
50	隠地山城跡	紀美野町鎌滝	城館跡	中世	石垣
51	嫌ヶ城跡	紀美野町松ヶ峰	城館跡	中世	—

注：1. 表中の番号は、第 3.2-16 図中の番号に対応する。

2. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図〕(和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成]



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  埋蔵文化財包蔵地

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-16 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について紀の川市及び紀美野町は和歌山県の景観計画区域に指定されている。

② 風致地区

紀の川市及び紀美野町には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区は存在しない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-17 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

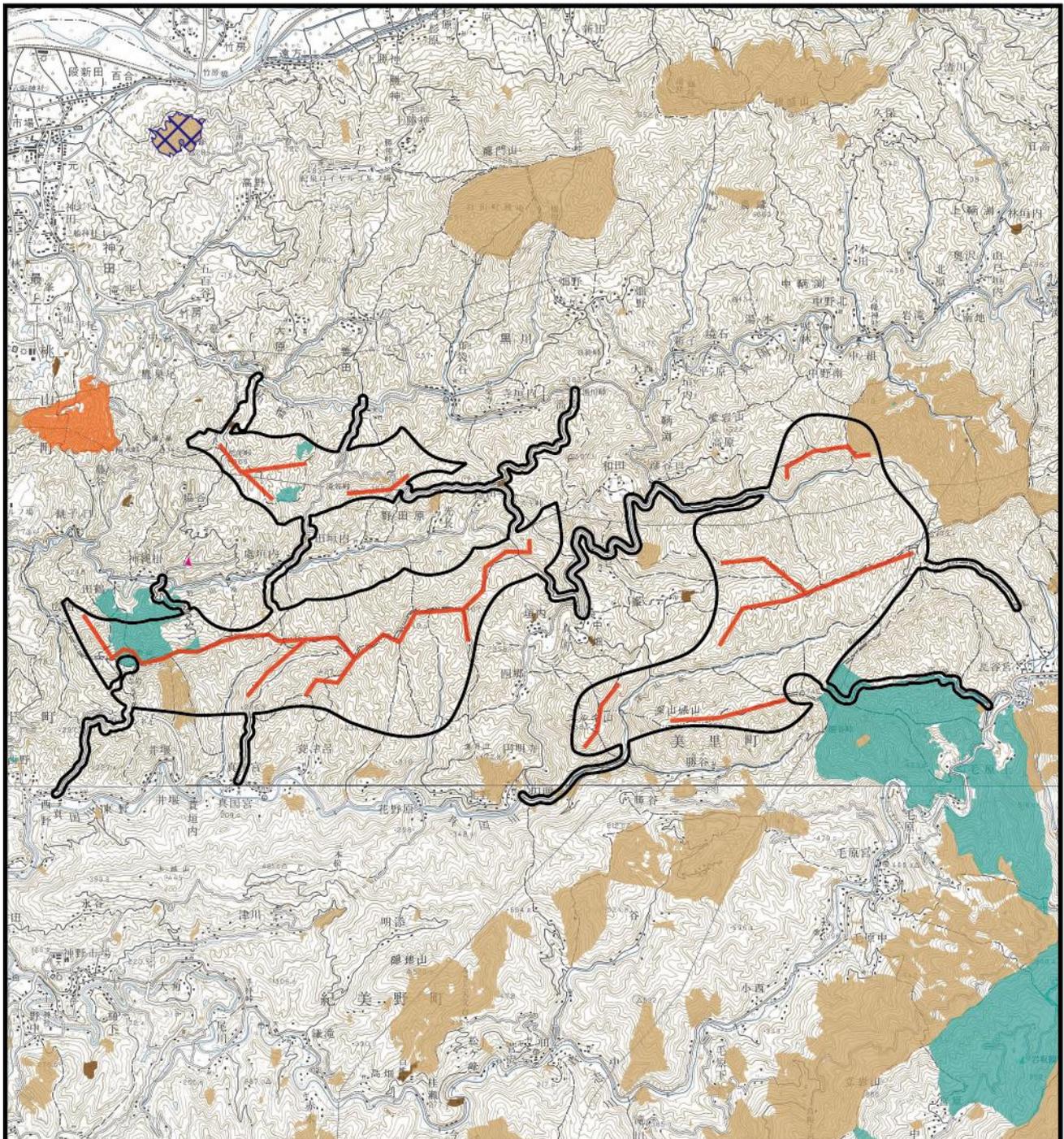
対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲に「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
- 保安林の指定目的
-  水源の涵養
-  土砂の流出の防備
-  土砂の崩壊の防備
-  干害の防備
-  公衆の保健
-  落石の危険の防止

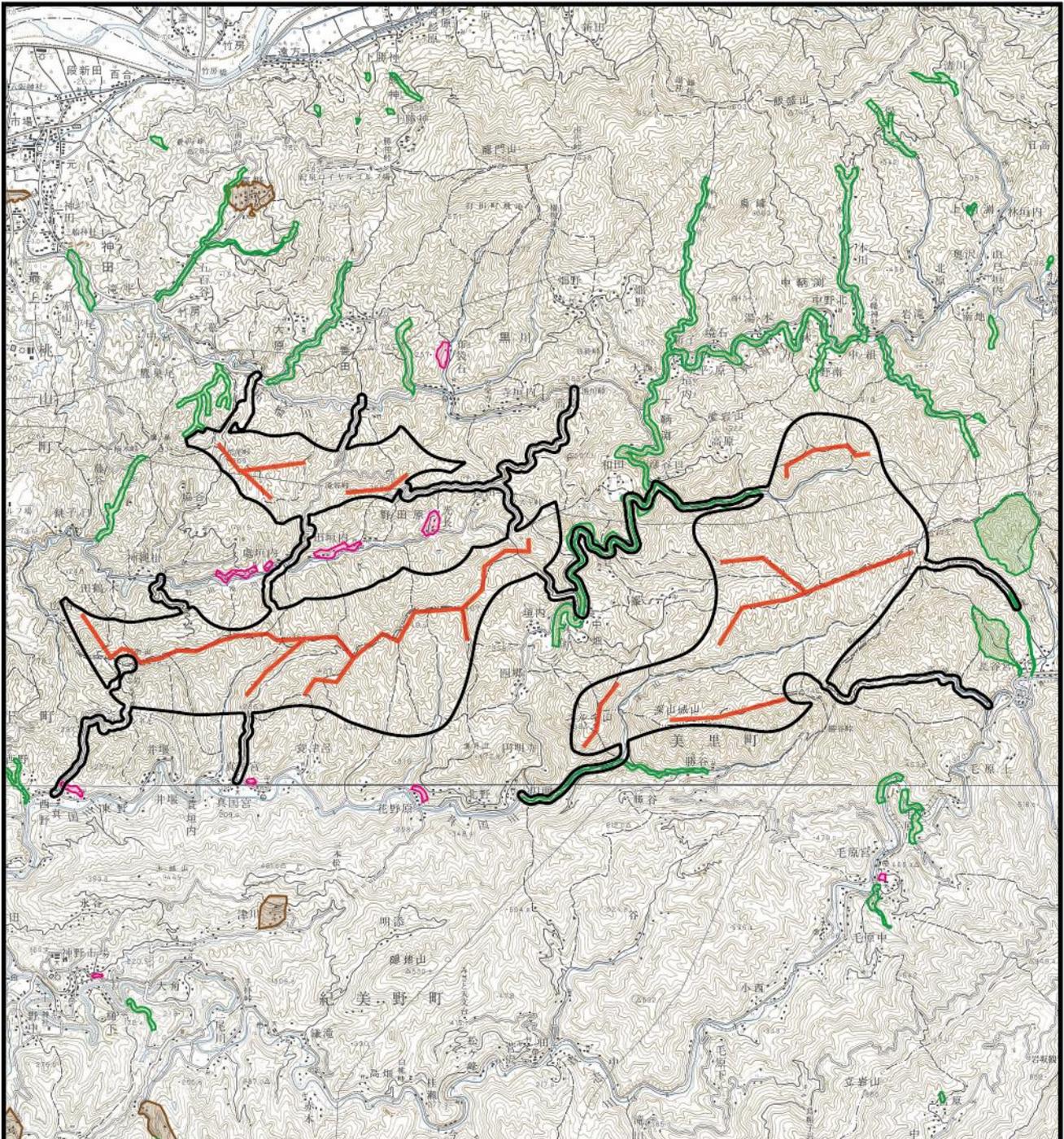
1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「和歌山県地理情報システム」和歌山県 HP、
閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-17 図 保安林の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  地すべり防止区域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「わかやま土砂災害マップ」(和歌山県
HP、閲覧：平成29年12月)より作成

第 3.2-18 図 砂防指定地等の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-44表のとおりである。

第3.2-44表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			紀の川市	紀美野町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×	×
		公害防止計画	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	×	×	×
		県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	○	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	×	×	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	○	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×

注：○；指定あり、×；指定なし